

第2期 藤岡市いのち支える行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない藤岡市を目指して～

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

群馬県藤岡市

はじめに

我が国の自殺防止対策は、平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「社会の問題」として総合的に推進した結果、全国の自殺者数は減少傾向にあり、着実に成果をあげてきました。しかし、それでも毎年2万人を超える人が自殺で亡くなっており、さらに令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による自殺の要因となり得る様々な状況の変化や若者の自殺者数の増加等が生じており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。



こうした中、平成28年に自殺対策基本法が改正されたことにより、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのない藤岡市」を目指して「藤岡市いのち支える行動計画」（平成31年3月策定）に基づき、自殺防止対策の推進に取り組んできましたが、この度、地域の実情を踏まえた計画の見直しを行い、「第2期藤岡市いのち支える行動計画」を策定しました。

自殺防止対策の本質は、「生きることの包括的な支援」であり、市民一人ひとりが自殺を身近な問題として考え、自殺を選択しないこと・自殺を考えている人を救うことができるよう人と人との絆を大切にした地域全体で支え合うまちづくりと、生きがいを持って自分らしく生きることができる社会を目指すことが必要であると考えます。

本計画が市民の皆さまのいのちを支える取り組みであるとともに、未来に希望が持てる「誰一人取り残さない」まちづくりの一環として、今後も自殺防止対策を推進してまいりますので、市民の皆さまのより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

藤岡市長 新井 雅博

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3
5 計画の振り返り	3

第2章 藤岡市における自殺の特徴

1 自殺者数・自殺死亡率の状況	4
2 性・年代別の状況	5
3 有職者の自殺の状況	6
4 高齢者の自殺の状況	7
5 自殺の特徴	8

第3章 第1期計画の振り返り

1 第1期計画の目標の達成状況	9
2 第1期計画における取組み状況	9
3 評価と今後の方向性	10

第4章 自殺防止対策における取組み

1 地域におけるネットワークの強化	11
2 人材の育成	11
3 市民への啓発と周知	12
4 生きることの促進要因への支援	12
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	13
6 高齢者に対する自殺防止対策	14
7 生活困窮者に対する自殺防止対策	16
8 働き盛り世代に対する自殺防止対策	17
9 生きる支援関連施策	18

第5章 自殺防止対策の推進体制等

1 藤岡市いのち支える自殺対策本部	23
2 藤岡市いのち支えるネットワーク会議	23
3 自殺防止対策担当課	23

参考資料

1	藤岡市いのち支える自殺対策本部設置要綱	24
2	自殺対策基本法	25
3	自殺総合対策大綱（概要）	28

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、国が自殺対策を総合的に推進した結果、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、全国の自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。

しかし、それでも自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより総数は11年ぶりに前年を上回りました。また、20歳未満の自殺者数は増加傾向になっており、決して楽観できる状況にはありません。

本市においてもここ数年は増減を繰り返しながら、令和4年は19人が自ら命を絶っており、近年で最も多くなっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（図1）。国の自殺総合対策大綱による自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」においてそれぞれ強力に、かつ総合的に推進するものとされています（図2）。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

このような中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策計画の策定が義務付けられたことにより、本市では、平成31年3月に「藤岡市いのち支える行動計画（第1期）」を策定し、自殺防止に関する対策に取り組んできました。

今回、本市では、第1期計画の計画期間が終了することから、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱やこれまでの取り組み、地域の実情を踏まえ、「第2期藤岡市いのち支える行動計画」を策定し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

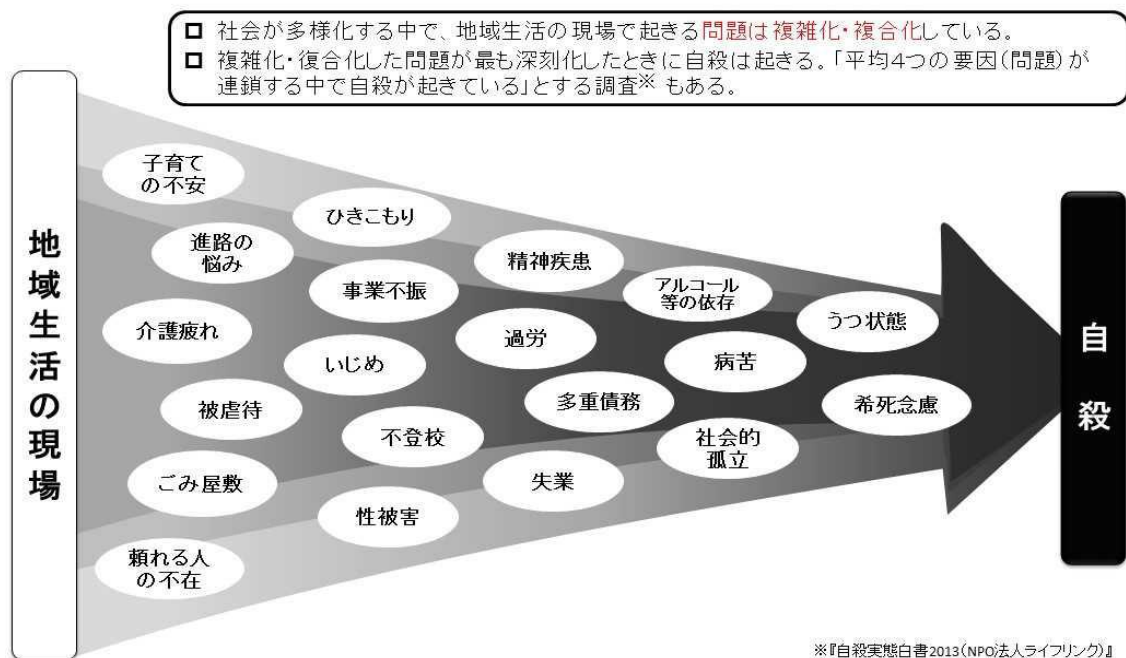


図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

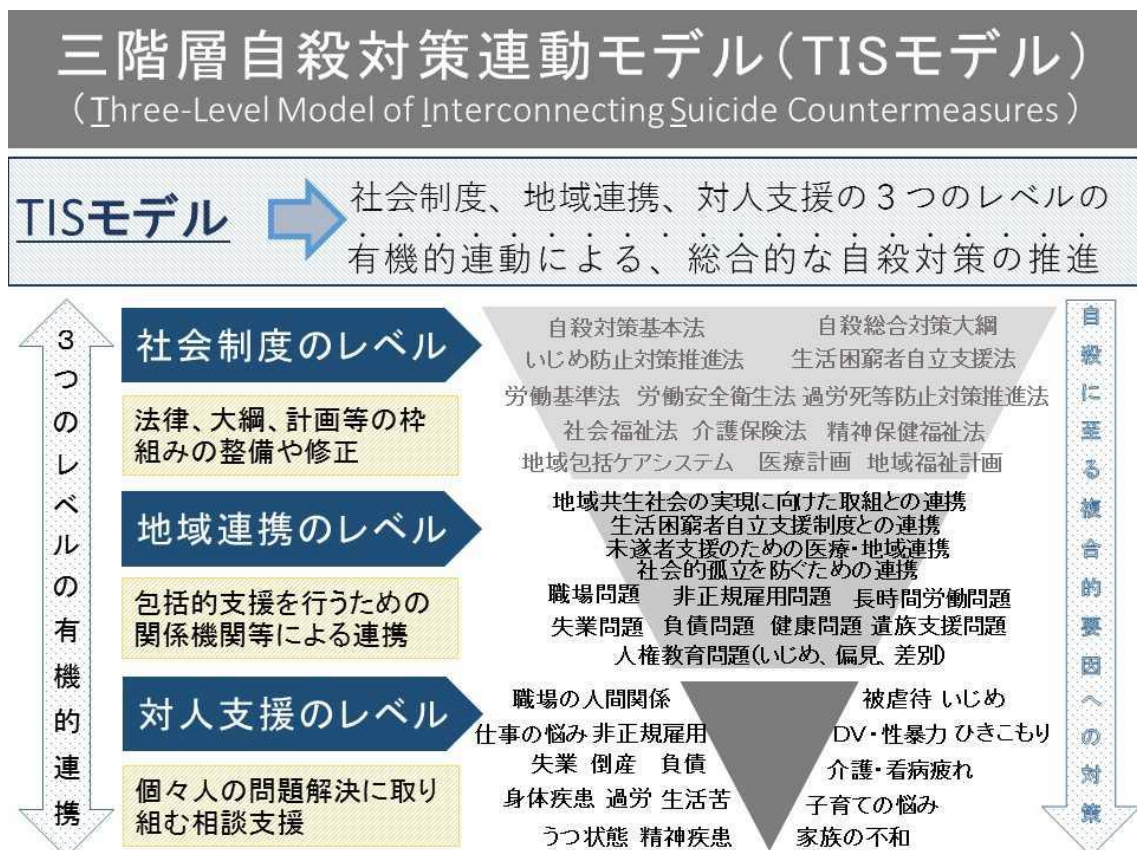


図2：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される市町村自殺対策計画で、国の自殺総合対策大綱及び群馬県自殺総合対策行動計画並びに本市の地域の実情を勘案した自殺防止対策を総合的に推進するための計画です。

また、「第5次藤岡市総合計画」や「第4次地域福祉計画」、「ふじおか健康21夢プラン」「高齢者福祉計画」等の保健、福祉、教育の各分野の計画と整合を図っています。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

国は、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させることを目標としています。

本計画では、第1期の数値目標を継続し、近年で低かった平成28年の11.9人から30%減少を目指す8.3人以下とします。（平成27年比71.8%減少）

最終的な目標は、誰も自殺に追い込まれることのない藤岡市を目指し、自殺者数を「ゼロ」とします。

年	自殺死亡率
平成27年	29.4人
令和10年	8.3人

※自殺死亡率：人口10万人換算した自殺者数

5 計画の評価

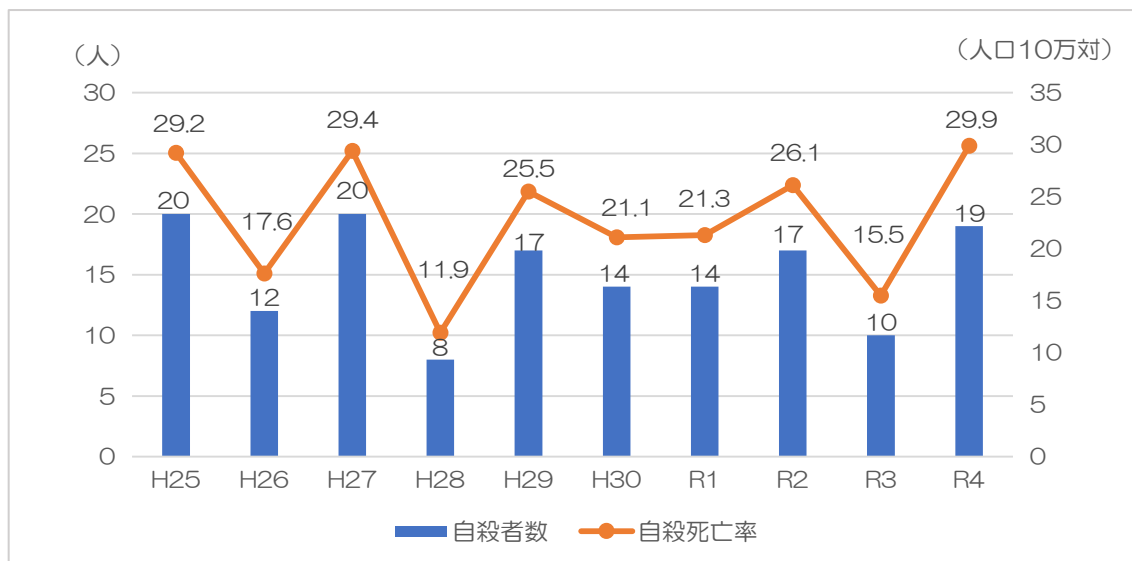
自殺防止対策における取組みについては、PDCAサイクルにより評価・改善を行い、自殺防止対策を推進していきます。

第2章 藤岡市における自殺の特徴

1 自殺者数・自殺死亡率の状況

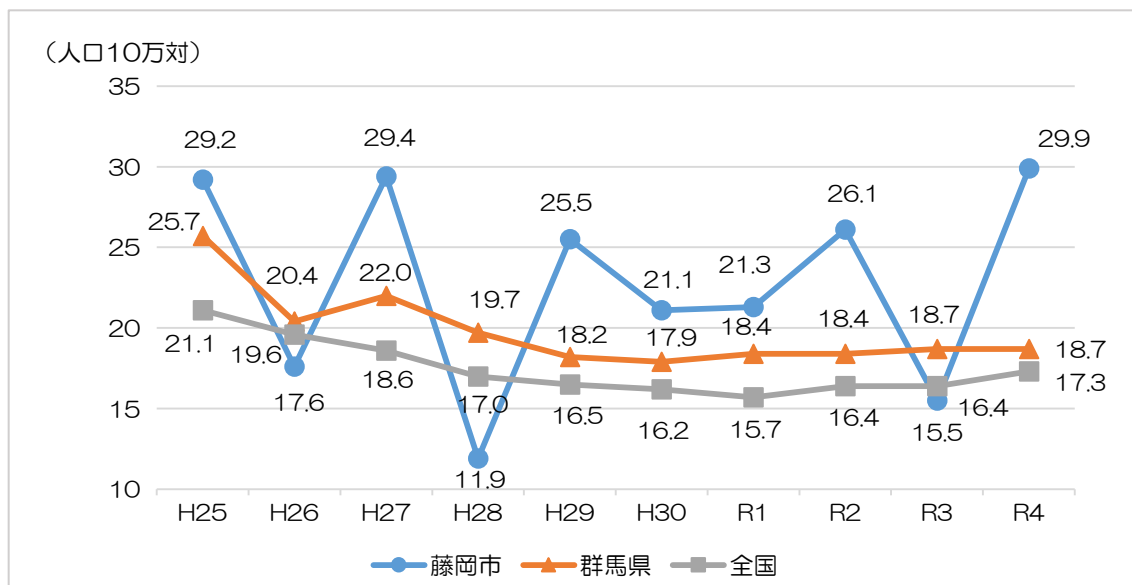
平成25年から令和4年までの本市の自殺者数・自殺死亡率の推移（図2-1-1）を見ると、増減を繰り返しながら推移しています。

また、本市・群馬県・全国の自殺死亡率の推移（図2-1-2）を見ると、群馬県、全国は減少傾向にありますが、本市においては、平成28年は11.9人、令和4年は29.9人と、増減を繰り返しながら推移している特徴があります。



【図2-1-1 藤岡市の自殺者数・自殺死亡率の推移】

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」により藤岡市作成



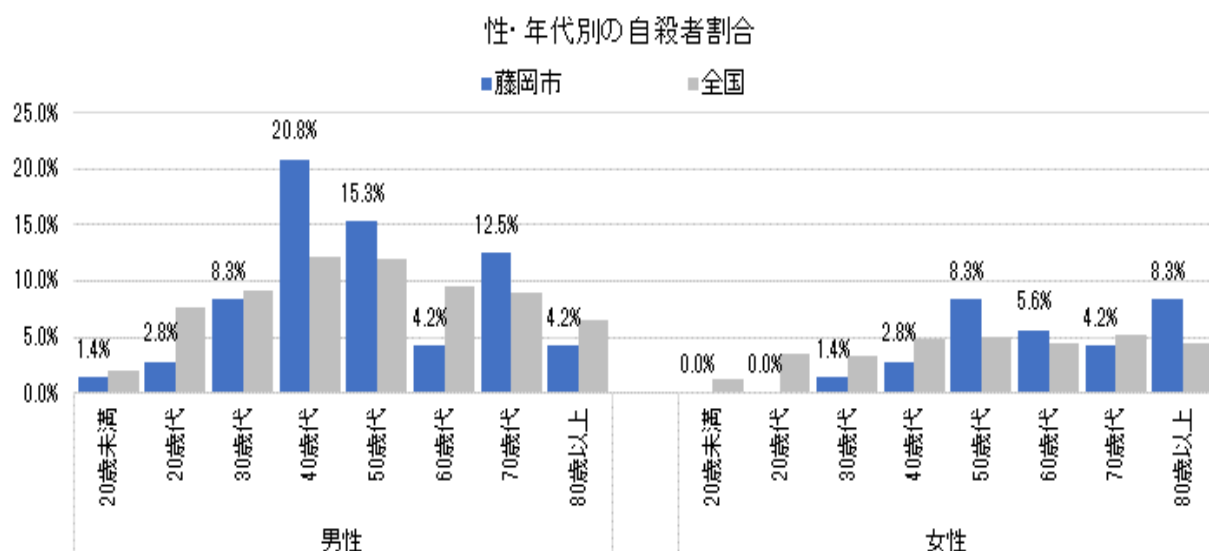
【図2-1-2 藤岡市・群馬県・全国の自殺死亡率の推移】

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」により藤岡市作成

2 性・年代別の状況

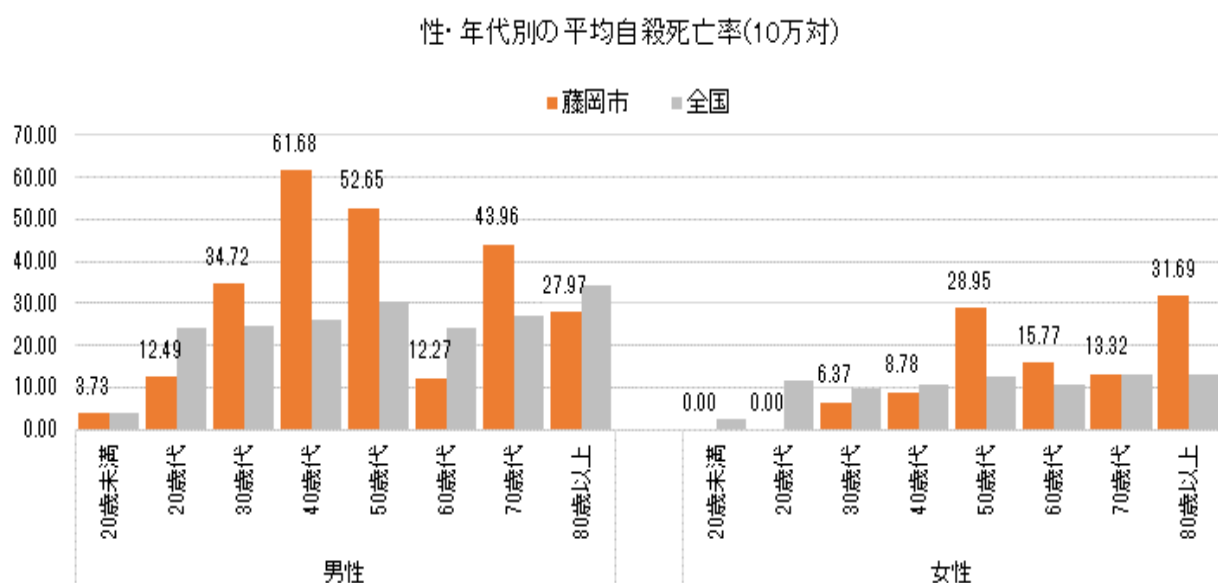
平成29年から令和3年までの本市の性別自殺者割合（図2-2-1）を見ると、男性が高くなっています。年代では男性40歳代が最も高く、全国割合を大きく上回っています。

また、性別自殺死亡率（図2-2-2）を見ると、男性は40歳代から50歳代、70歳代が高く、特に40歳代の自殺死亡率が目立ち、女性は50歳代以降から高くなっています。全体的に40歳代・50歳代男性の働き盛り世代の自殺死亡率が高くなっています。



【図 2-2-1 性別自殺者割合】

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」



【図 2-2-2 性別自殺死亡率】

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

3 有職者の自殺の状況

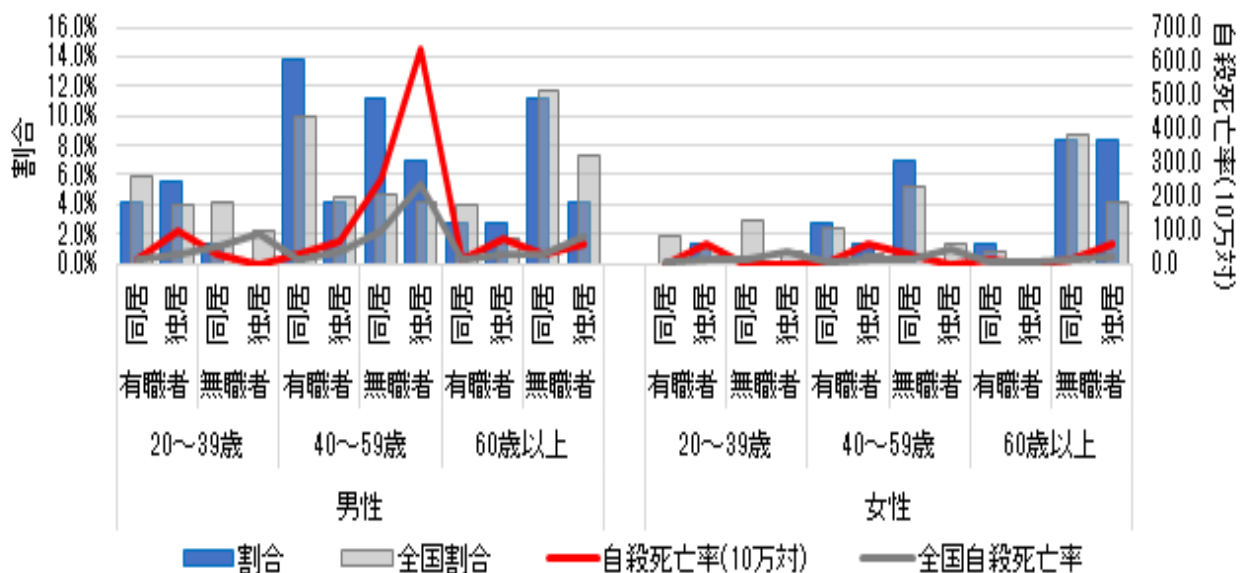
平成29年から令和3年までの本市の有職者の自殺の割合（表2-3-1）を見ると、「自営業・家族従業員」に比べ「被雇用者・勤め人」の割合が高く、全国割合とそれほど変わらない状況となっています。

また、有職者・無職者の自殺割合と自殺死亡率（図2-3-2）を見ると、男性は40～59歳の有職者で同居・無職者で同居、60歳以上の無職者で同居の割合が高く、女性は40～59歳の無職者で同居、60歳以上の無職者で独居の割合が高くなっています。自殺死亡率では、男性40～59歳の無職者で独居が特に高くなっており、全国の自殺死亡率を大きく上回っています。

【表2-3-1 有職者の自殺の割合】

職業	自殺者数	割合（％）	全国割合（％）
自営業・家族従業員	4	13.8	17.5
被雇用者・勤め人	25	86.2	82.5
合計	29	100	100

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」



【図2-3-2 有職者・無職者の自殺割合と自殺死亡率】

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

4 高齢者の自殺の状況

平成29年から令和3年までの本市の60歳以上の自殺の割合（表2-4-1）を見ると、本市、全国ともに同居人ありの割合が高くなっていますが、本市では男性70歳代の同居人あり、女性80歳以上の同居人なしの割合が高くなっています。

【表2-4-1 60歳以上の自殺の割合】

性別	年齢階級	同居人の有無 (人)		同居人の有無の 割合(%)		全国割合(%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2	1	7.1	3.6	14.0	10.4
	70歳代	6	3	21.4	10.7	15.0	8.0
	80歳以上	2	1	7.1	3.6	11.5	5.0
女性	60歳代	4	0	14.3	0	8.7	2.8
	70歳代	2	1	7.1	3.6	9.1	4.3
	80歳以上	1	5	3.6	17.9	6.9	4.3
合計		28		100		100	

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

5 自殺の特徴

平成29年から令和3年までの本市の自殺の特徴（表2-5-1）を見ると、男性40歳～59歳の人が1位・2位を占めている状況となっており、働き盛り世代の仕事に関わる悩みや失業等に伴う生活困窮が自殺の主な要因と考えられます。背景には、過労や人間関係の悩み及び失業等に伴う収入減による生活苦や病気などの苦痛、将来への悲観など様々な危機経路が考えられます。

【表2-5-1 自殺の特徴】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合 (%)	自殺 死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 40～59歳有職同居	10	13.9	28.9	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 40～59歳無職同居	8	11.1	249.8	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職独居	8	11.1	31.1	失業（退職）→生活苦+介護の悩み （疲れ）→身体疾患→自殺
4位:女性 60歳以上無職独居	6	8.3	59.5	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ 状態→自殺
5位:女性 60歳以上無職同居	6	8.3	14.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としました。

*自殺率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）を参考にしました。

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

第3章 第1期計画の振り返り

1 第1期計画の目標の達成状況

第1期計画（平成31年度～令和5年度）においては、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、令和5年までに、自殺死亡率を8.3人以下とすることを目標にしていたが、増減を繰り返しながら推移し、令和4年時点で29.9人と近年で最も高くなっており、目標達成が困難な状況にあります。

2 第1期計画における取組み状況

各施策の評価指標の達成状況は、以下のとおりです。

取組み	評価指標	現状値（R4）	担当課
1. 地域におけるネットワークの強化	藤岡市いのち支えるネットワーク会議の開催 2回／年	1回	福祉課
2. 人材の育成	ゲートキーパー研修の開催 2回／年	1回	福祉課
3. 市民への啓発と周知	市民向け人権講座・講演会等の開催 2回／年	15回	生涯学習課
4. 生きることの促進要因への支援	地域子育て支援センターでの子育て悩み相談 350件／年	360件	子ども課
	子ども食堂での悩み相談 12回／年	5回開催	子ども課
5. 児童生徒のSO Sの出し方に関する教育	学校評価アンケートで「学校が寄り添った指導をしてくれるため、安心して通える」等の項目の肯定的な回答率 90%以上	毎月実施する生活アンケートから困りごとを把握し、早期発見・早期対応に努め、児童生徒に寄り添った支援を行った。	学校教育課

取組み	評価指標	現状値（R4）	担当課
6. 高齢者に対する自殺防止対策	成人健康相談の開催 12回／年	12回	健康づくり課
	健康講座の開催 70回／年	28回	元気長寿課
	筋力トレーニング教室の参加者 2,000人／年	1,389人 ※年間活動者数	元気長寿課
	介護予防サポーター育成事業 350人／年	219人	元気長寿課
	食生活改善推進員の養成 20人／年	12人	健康づくり課
7. 生活困窮者に対する自殺防止対策	自立相談支援事業における就労者数 6人／年	16人	福祉課
	生活困窮者自立支援制度の講演会の開催 1回／年	1回	福祉課

3 評価と今後の方向性

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動自粛の中、中止や縮小等で実施が困難な事業が多かったため、目標・評価指標ともに達成はできませんでした。

第2期計画については、第1期計画の取組みを継承し、第2章「藤岡市における自殺の特徴」より男性40歳代から50歳代の自殺死亡率が高いことを踏まえ、「働き盛り世代」に対する自殺防止対策を加え、自殺死亡率の減少を目指します。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で対面開催が困難であった「藤岡市いのち支えるネットワーク会議」について、第2期計画では、その機能を最大限に活かし、各種関係機関と相互に連携・協働する仕組みを強化することにより、地域全体で自殺防止対策を推進します。

第4章 自殺防止対策における取組み

本市は、次に掲げる事業により自殺防止対策を総合的に推進することとし、それぞれの実施主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

なお、1から5までの項目は、国が示す「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている項目です。

また、6、7、8の項目は、第2章「藤岡市における自殺の特徴」及び国が示す「地域自殺実態プロファイル」から特に取り組む必要がある項目となっており、それぞれ市の既存事業や業務において自殺防止対策の視点をあて取り組んでいきます。

1 地域におけるネットワークの強化

（1）藤岡市いのち支えるネットワーク会議（福祉課）

市、警察、消防、医療機関、商工団体、学校、地域団体等の各種関係機関と、地域の自殺の現状を把握するとともに、それぞれの分野でも自殺防止対策を推進するため、相互に連携・協働する仕組みを構築します。

【目標値】

評価指標	目標値	担当課
藤岡市いのち支えるネットワーク会議の開催回数	2回／年	福祉課

2 人材の育成

（1）ゲートキーパー研修（福祉課）

地域の悩みのある人の相談に応じられる人材を育成するため、市職員はもとより地域に係わる区長、民生委員・児童委員、食生活改善推進員及び市民等にゲートキーパー研修を受講してもらう機会を設けます。

（2）職場実習（OJT）の推進（全課）

職場の各管理監督者は、日常の業務を通じて職員の指導育成を行い、担当業務について必要な知識やスキルの向上に努めるとともに、業務において「自殺防止対策の視点」をあて取り組むことは、市民に対する生きる支援になることも指導していきます。

【目標値】

評価指標	目標値	担当課
ゲートキーパー研修の開催など人材育成に関する啓発活動	2回／年	福祉課

3 市民への啓発と周知

（１）市民向け講演会・イベント等の開催（福祉課・生涯学習課）

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するための講演会や、いじめや差別などの人権課題に関する講演会を開催し、共に生きる地域づくりを目指します。

また、県などから提供されるリーフレットや啓発グッズを活用し、広く市民へ啓発していきます。

（２）自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知（福祉課）

自殺対策基本法に基づく9月10日から16日までの自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にあわせて広報、ホームページ等を通じて自殺予防等に関する啓発と相談窓口を紹介していきます。

また、広報の特集でこころの健康についても取り組んでいきます。

（３）こころの体温計事業（福祉課）

自分では気づきにくい、こころの病の早期発見、早期受診につなげるため、気軽にこころの状態をセルフチェックできる「こころの体温計」を引き続き運用するとともに、本事業の周知に努めます。

【目標値】

評価指標	目標値	担当課
市民向け人権講座・講演会等の開催回数	15回／年	生涯学習課

4 生きることの促進要因への支援

（１）居場所づくり

① 地域子育て支援センター事業（子ども課）

地域子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が相互に交流でき、子育てについての相談や各種情報の提供、助言等が保護者の子育ての不安感を緩和することから、引き続き事業を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。

② 子ども食堂（子ども課）

子ども食堂は、夕食などをひとりで食べる状況になりやすい子どもの食事・栄養状態を確保する機会となります。大人や他の子どもと食事をとる居場所づくりや、子どもの基本的な生活習慣の習得につながると考えられることから、地域のボランティア団体と連携して居場所づくりの支援を行います。

③ 地域活動支援センター事業（福祉課）

地域活動支援センターは、障がいのある人の生活リズムを整えるための日中活動の場であることから、引き続き自立した日常生活や社会生活が営めるよう初歩的な訓練や支援を行います。

④ 若年者自立支援事業（商業観光課）

若年者の人間力を養成し、社会の仕組み等の理解を促すとともに、働くことについての自信と意欲を高め、社会的・職業的に自立できるよう支援します。

また、若年者の居場所づくり、精神疾患や発達障害を抱える若年者に対する相談や支援を行うことで、本人やその家族の社会的孤立を緩和します。

（２）自殺未遂者等への支援（福祉課）

自殺未遂者やその家族等からの相談を受け、相談者の置かれている状況や抱えている問題を把握し、必要な支援の提供、もしくは相談窓口の紹介等を行います。

（３）遺された人への支援（福祉課）

広報等で県が実施する自死遺族支援事業を紹介し、遺族等が安心して相談できる情報を提供します。

【目標値】

評価指標	目標値	担当課
地域子育て支援センター利用者数	2, 212人／年	子ども課
子ども食堂の開催回数	12回／年	子ども課

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

（１）SOSの出し方に関する教育（学校教育課）

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を展開していくため、いじめ問題等の教育の中で改めてSOSの出し方の指導を行い、併せて専門機関等の相談窓口が掲載されている「24時間子供SOSダイヤル」などのカードやリーフレットを配布し、SOSの発信先が教員や保護者だけではないことを周知していきます。

また、子ども・若者の自殺防止対策については、地域や関係機関等とも連携して取り組み、様々な困難やストレスに対応できるこころの健康保持に関する教育を推進するとともにSOSの出し方の教育の充実に努めます。

（２）SOSの出し方指導の実施（学校教育課）

SOSの出し方指導については、長期休業前での講話や保健体育科の授業において取り組み、児童生徒にSOSの発信の重要性を認識させていきます。

(3) 児童生徒の困りごとや悩みの把握（学校教育課）

小中学校における毎月の生活アンケートや生活ノートを実施し、困りごとや悩みの把握を行い、早期発見・早期対応により、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めます。

【目標値】

評価指標	目標値	担当課
SOSの出し方教育実施学校数	市内全小中学校	学校教育課

6 高齢者に対する自殺防止対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい特有の課題があることに加え、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者の各種実施されている既存事業の拡充、未実施領域への対応など、地域の実状に合わせた施策の推進が求められています。地域における行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ります。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

① ケア会議（元気長寿課）

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送れるよう、医療機関、介護サービス事業所並びに地域等と連携し、情報交換を行いながら助言や見守りができる体制を構築し、高齢者支援の充実に努めます。

(2) 高齢者の健康不安に対する支援

① 成人健康相談（健康づくり課）

健康に対する不安の解消と自ら健康管理を図ることを目的に、成人健康相談を実施します。また、家族からの相談にも乗れるよう、電話等でも随時対応していきます。

② 健康講座（元気長寿課）

高齢者向けの介護予防や健康づくりなどの講座を開催し、健康に対する不安の解消に努めます。

③ 筋力トレーニング教室（元気長寿課）

筋力トレーニングは、筋力やバランス能力の向上が図られ、また外出の機会や仲間づくりの場となり閉じこもり予防にもなります。体とこころの老化を防ぐため、地域の介護予防サポーターの協力を得ながら、引き続き事業を実施します。

(3) 社会参加の強化と孤立・孤独の予防

① 老人クラブ活動助成事業（元気長寿課）

生きがい支援として、老人クラブ活動に助成・支援を行います。

② ミニデイサービス事業（元気長寿課）

高齢者の閉じこもりや認知症予防を目的に交流の場を提供し、会話やレクリエーションなどを通じて、参加者のこころと体の健康づくりを行うとともに孤立・孤独の予防に努めます。

③ 食生活改善推進員の養成（健康づくり課）

食生活改善推進員は、食を中心に地域の健康を支える重要な役割を担っています。推進員の活動を通じ、地域での自己有用感を育てていくことは、「生きることの促進要因」を増やすことにつながると考えられることから、栄養健康講座を開催し、食生活改善推進員の養成を図っていきます。

④ 認知症総合支援事業（元気長寿課）

認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るための周知を行い、認知症に対する偏見・誤解を招かないよう努め、認知症の人が尊厳をもって暮らせるよう支援します。また、認知症の人やその家族が、認知症の相談や情報交換ができる交流の場（認知症カフェ）を提供し、地域で孤立しないよう努めます。

⑤ 老人福祉事業（元気長寿課）

身寄りがなく、自立生活が困難な人や生活困窮した人を老人ホームへ措置し、安定した生活の場と他者と関わる機会を提供します。

【目標値】

評価指標	目標値	担当課
成人健康相談の開催回数	12回／年	健康づくり課
筋力トレーニング教室の登録者数	1,700人／年	元気長寿課
ミニデイサービスの利用者数	4,340人／年	元気長寿課
食生活改善推進員の養成数	20人／年	健康づくり課
認知症カフェ開催箇所	30箇所／年	元気長寿課

7 生活困窮者に対する自殺防止対策

無職者・失業者等の複合的な課題を抱える生活困窮者には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等において包括的な支援を行うとともに、関係機関等と連携し効果的かつ効率的な支援を実施します。

(1) 相談支援、人材育成の推進

① 自立相談支援事業（福祉課）

生活困窮に関する相談には、アセスメントを実施して支援プランを作成し、就労や増収等につながるよう、自立に向けた必要な支援の提供を行います。

また、生活困窮者自立支援制度の周知と理解を深めるため講演会を開催します。

② 相談員の質の向上（福祉課）

本制度の趣旨を理解し、相談者に寄り添った支援が行えるよう、国や県の研修会に積極的に参加します。

(2) 居場所づくりや生活支援の充実

① 子どもの学習・生活支援事業（福祉課）

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者に対して、子どもの学習支援や日常的な生活習慣の獲得のための居場所を提供し、保護者へは療育に関する助言等を行い、子どもの進学や中途退学の防止、また、自ら困難を解決する力を身に付けることができるよう支援します。

② フードバンク事業（福祉課）

生活困窮により自ら食料を確保することが難しい人に対して、食品ロス削減のため寄付された食料を提供することで、生活の安定及び改善を図り、自立に向けた支援をします。

(3) 自殺防止対策と生活困窮者自立支援制度との連動（福祉課）

生活困窮には、様々な要因があると思われることから、本制度の利用と併せて、庁内関係部署や関係機関の様々な支援が活用できるよう助言等を行い、寄り添いながら支援を行っていきます。

【目標値】

評価指標	目標値	担当課
自立相談支援事業における就労・増収者数	43人／年	福祉課
生活困窮者自立支援制度の講演会の開催回数	1回／年	福祉課

8 働き盛り世代に対する自殺防止対策

働き盛り世代の男性は、家庭内・職場内ともに責任が増す中で、過労・職場の人間関係・失業・身体疾患・うつ病・育児・家族間の不和・介護等さまざまな原因により、心理的・社会的に負担がかかりやすいと考えられます。精神保健的な視点だけではなく、労働環境や経済的な視点を含み、関係機関と連携を図りながら支援を推進します。

（１）早期発見と人材育成の推進

①こころの健康に関する啓発と周知（福祉課）

働き盛り世代を対象に、ストレス対策・うつ病・睡眠障害・アルコール依存症等、こころの健康に関連する問題についての啓発と相談窓口の周知について、広報・ホームページ等を通じて行い、こころの健康づくりへの関心を高めることで、本人や周囲の人の早期発見・気づきを推進します。

②ゲートキーパー研修（福祉課）【再掲】

企業や商工会議所・商工会等と連携を図りながら、働く人やその関係者を対象に、こころの健康づくりやゲートキーパー研修を実施することで、不調サインの早期発見や適切な声かけ及び相談窓口へつながることができる労働環境づくりを推進します。

（２）働き盛り世代の健康不安に対する支援

①成人健康相談（健康づくり課）【再掲】

心身の健康に対する不安の解消と自ら健康管理を図ることを目的に、成人健康相談を実施します。また、家族等の身近な人から相談にも乗れるよう、電話等でも随時対応していきます。

9 生きる支援関連施策

自殺防止対策は、精神保健的な視点だけでなく、社会、経済的な視点も含めなければならないことから、本市では、主に市民と接する課の既存事業や業務に「自殺防止対策の視点」をあて、自殺に追い込まれやすい心理状態の人（絶望感、衝動性、自殺念慮・希死念慮、易怒性、悲嘆、不安等）に気付いた場合は、庁内の関係部署又は警察や医療機関等の関係機関と連携して様々な生きる支援を実施していきます。

市では、職員が「気づく」「声をかける・聴く」「つなぐ」「見守る」の一連の支援が行えるよう自殺防止対策を行っていきます。

No.	事業名等	内容	担当課	主な支援区分				
				生活面	健康面	経済面	居場所	普及啓発
1	市民相談事業	市民を対象とした、法律相談・人権相談・行政相談及びその他全般的市民相談を実施し、問題解決を図る機会を提供します。	地域づくり課 鬼石振興課	○	○	○		
2	消費生活センター相談事業	消費生活に関する相談及び苦情処理、消費者情報の発信や適切な情報提供による消費者啓発を行います。	地域づくり課	○		○		
3	区長行政事務研修会	自殺対策について、住民の生活の基盤となる地域コミュニティ内での意識の醸成と事業の周知に努めます。	地域づくり課					○
4	メンタルヘルス事業	自殺防止対策を推進する市職員の心の健康を管理するため、メンタルヘルス研修やストレスチェックを行います。	職員課		○			
5	災害対策事業	災害発生時等における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。	地域安全課		○			
6	防犯関係事業	地域や特に子ども達の防犯については、地域自主安全パトロール隊が気づき役として活動します。	地域安全課					○
7	納税相談	納税方法について適切な納付相談を行います。	納税相談課			○		
8	徴収緩和制度	災害等により著しく所得が低下した人に対して徴収を猶予する制度です。立て直しのきっかけ作りを行います。	納税相談課			○		
9	国民健康保険被保険者資格者証の交付	資格者証対象世帯から納税できない理由を聞きとり、必要に応じ短期被保険者証（3ヶ月有効）を交付します。	保険年金課 納税相談課		○	○		
10	福祉医療事業	子ども、障害者、母（父）子家庭等に「福祉医療費受給資格者証」を交付し、医療機関等での窓口負担を助成します。	保険年金課		○	○		
11	基礎年金事務	国民年金における老齢年金・障害基礎年金・遺族基礎年金に関する各種届出事務及び相談業務等を行います。	保険年金課			○		
12	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療保険証の交付、高額療養費などの支給を行います。また、納付方法について適切な納付相談を行います。	保険年金課 納税相談課		○	○		

No.	事業名等	内容	担当課	主な支援区分				
				生活面	健康面	経済面	居場所	普及啓発
13	生活関連の苦情相談	苦情の原因をできる限り早く突き止め、必要な指導や助言を行っていきます。	環境課	○	○			
14	保健師業務検討会	健康、福祉、介護、子ども分野に配置されている保健師が必要に応じて連携し、支援が行えるよう各分野の業務の理解に努めます。	健康づくり課	○	○			
15	在宅当番医制運営事業	日曜・祝休日の昼間において、急病患者に対する応急診療を実施します。	健康づくり課		○			
16	病院群輪番制病院運営事業	日曜・祝休日の昼間と毎夜間において、急病患者に対する診療を実施します。	健康づくり課		○			
17	生活習慣病予防	健康普及啓発、保健指導、健診結果相談会を実施し、生活習慣病の予防に努めます。	健康づくり課		○			
18	地域包括支援センター運営事業	高齢者の総合相談及び家庭訪問を行い、その人の人権や安定した生活を守ります。	元気長寿課	○	○			
19	認知症総合支援事業	認知症の人やその家族に対して、認知症サポーター養成講座、認知症カフェなど様々なサポートを行い、本人への安心できる場の提供や家族の介護の負担の軽減を図ります。	元気長寿課	○	○		○	○
20	在宅ひとり暮らし高齢者緊急通報体制整備事業	高齢者の緊急時を早期に発見するための通報システム設置の補助を行い、高齢者及び家族の不安を解消し安心した生活ができるよう支援します。	介護保険課	○	○	○		
21	配食サービス	高齢者の食生活の支援と日常の安否確認を目的に、利用者1人に対し週3回以内で昼食または夕食を配達します。	介護保険課	○	○	○		
22	高齢者生活支援短期入所サービス	在宅の要介護認定を受けていない高齢者で、養護者が病気、出産、冠婚葬祭等の理由により一時的に短期宿泊の必要があると認められた場合等に養護老人ホーム等の短期宿泊を補助します。	介護保険課	○		○	○	
23	徘徊高齢者支援給付サービス	徘徊高齢者を早期に発見できるGPS装置を利用するための補助を行い、本人の安全を確保するとともに、家族の負担軽減に努めます。	介護保険課	○		○		
24	成年後見事業	判断能力が十分でない高齢者・知的障害者・精神障害者などに対し、成年後見についての相談や手続きを手伝い、安心安全な生活ができるよう支援します。	元気長寿課 福祉課	○	○	○		
25	民生委員児童委員	地域住民からの相談に対し、適切に関係機関へ繋げることで迅速な相談又は解決に努めます。	福祉課	○				○
26	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援を行います。	福祉課	○		○	○	
27	社会を明るくする運動	出所した者への再犯防止及び非行少年を減らすための啓発などを実施します。	福祉課	○				○
28	生活保護制度	生活に困窮する市民に対して、必要な保護と自立を助長し、様々な問題に対して必要な支援、助言を行います。	福祉課	○	○	○	○	

	事業名等	内容	担当課	主な支援区分				
				生活面	健康面	経済面	居場所	普及啓発
29	障害福祉サービス支給決定事務	日常生活の制限や困難を有する障害のある人等を支援するための障害福祉サービスを支給し、自分らしい生活が行えるよう支援します。	福祉課	○	○		○	
30	障害児通所サービス支給決定事務	療育の必要な障害のある児童に対して放課後支援等のサービスを支給し、本人の居場所や保護者の就労の機会、休憩時間等が確保できるよう支援します。	福祉課	○	○		○	
31	特別障害者手当等支給事務	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害のある人に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。	福祉課			○		
32	障害者差別解消推進事業	障害者差別について、市民や民間事業者への周知・啓発を行います。また、障害者差別があった場合は早期対応に努めます。	福祉課	○				○
33	障害者虐待の対応	障害者虐待について、市民や民間事業者への周知・啓発を行います。また、障害者虐待の通報を受けた際は早期対応に努めます。	福祉課	○		○	○	○
34	相談支援事業	日常生活や社会生活における不安や障害福祉サービスの利用等に関する相談に応じ、当事者又は家族の支援に努めます。	福祉課	○	○	○		
35	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい人及び育児の援助を受けたい人を組織化し、育児に関し相互援助活動を行い、仕事と育児の両立ができる環境を整備し、地域の子育てを支援します。	子ども課	○	○		○	
36	藤岡中央児童館運営事業	兄弟の少ない子ども達や、両親が仕事等で家庭にひとりである子ども達に健全な遊び場を提供し、健康の増進、仲間づくり、団体行動の大切さを教える場を提供します。	子ども課	○	○		○	
37	母子家庭等支援事業	ひとり親家庭では、子育て・生活支援、就労支援、養育費確保支援、経済的支援をはじめ様々な支援を必要とするため、相談支援の充実を図ります。	子ども課	○	○	○		
38	児童扶養手当支給事業	父母の離婚等により、両親と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している母子家庭及び生計を同じくする父子家庭等の生活の安定と自立を助けるため手当を支給し、児童福祉の推進を図ります。	子ども課			○		
39	虐待等相談事業	母子保健事業を通じて、不適切な家庭への支援を行うとともに、児童虐待（疑いを含む）への対応を行い、子どもの安全の確保だけでなく、保護者への支援も行います。	子ども課	○	○			
40	母子保健事業	出産・子育て応援給付金事業と個に寄り添った伴走型相談支援により、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行います。特に産後の不安定な時期には早期に対応し、児への不適切なかかわりや母自身の状態悪化を防ぐことに重点を置いて支援します。	子ども課	○	○	○		
41	保育・教育の充実	保護者や地域との連携を深め、保育、教育の専門機関として保護者とともに子どもの育ちを支援します。	子ども課 小野保育園	○	○			

No.	事業名等	内容	担当課	主な支援区分				
				生活面	健康面	経済面	居場所	普及啓発
42	勤労者生活資金融資	市内に居住する勤労者が差し迫って生活に必要なとする資金を金融機関の協力を得て低利で融資します。	商業観光課			○		
43	小口資金融資	金融機関及び信用保証協会の協力を得て、中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、事業資金を融資します。 また、保証協会に対する保証料の一部補助も行います。	商業観光課			○		
44	商工業者に対する相談・指導業務への補助	中小企業者の経営の安定、改善を図るため、藤岡商工会議所、藤岡市鬼石商工会が実施する巡回及び窓口相談、経営改善指導等に対し、補助金を交付することにより支援します。	商業観光課			○		
45	公営住宅家賃滞納整理事務	家賃滞納者は、滞納家賃を分割納付するなどの相談に応じ、一時的な負担の軽減を図ります。	建築課			○	○	
46	住民への相談業務	各種相談に対応し、必要に応じて関係部署へつなぎます。	鬼石振興課	○	○	○		
47	神流湖環境美化活動	神流湖周辺の除草やゴミゼロ運動、パトロールを定期的に実施します。	鬼石振興課					○
48	詐欺等に関する相談パンフレットの配布	啓発用リーフレットの配布により、詐欺等に係る相談の取組みについて周知します。	鬼石振興課	○		○		
49	国民年金保険制度の周知	国民年金保険料の免除・納付猶予等、制度の取組みについて情報提供を行います。	鬼石振興課			○		
50	水道料金滞納整理業務	生活や経済状況に応じ、関係部署と連携し、分納、支払猶予に関する相談を実施します。	経営課	○		○		
51	小中一貫教育	学びの連続性と生徒指導の継続を図り、「生きる力」の源である学力の向上を図ります。	学校教育課	○				
52	いじめ問題解決に向けた教育懇談会	児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであるいじめの未然防止、早期発見について学校、保護者、教育委員会が連携・協力していきます。	学校教育課					○
53	いじめ問題解決に向けた子ども会議	児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであるいじめの未然防止のため、児童生徒が主体となっていじめ撲滅に向けた取組を推進していきます。	学校教育課					○
54	問題を抱える子ども等の自立支援事業	問題を抱える児童生徒のところに寄り添い、関係機関と連携を図りながら、学校復帰や居場所づくりに向けた支援を行います。	学校教育課	○	○		○	
55	不登校対策研修会(いじめ防止担当教員研修)	不登校児童生徒数増加の実態を踏まえ、対人関係やいじめを要因とした不登校児童生徒への具体的な対応について不登校対策と関連付けていじめ防止担当教員研修を開催することで見識を広め、各校における不登校児童生徒及び今後心配な児童生徒への対応の改善、充実に努めます。	学校教育課	○	○			

No.	事業名等	内容	担当課	主な支援区分				
				生活面	健康面	経済面	居場所	普及啓発
56	教育相談事業	教育相談の充実を図るため、教育相談技術認定取得に向けた講習を行い、児童生徒の抱える諸問題の解決に努めます。	学校教育課	○				
57	藤岡市教育支援事業	特別に支援を要する児童生徒は、学校生活で様々な困難を抱えることが予想されるため、関係機関と協働して個々に応じた支援を行います。また、保護者への相談も行い、こころの負担の軽減に努めます。	学校教育課	○	○			
58	藤岡市立小中学校労働安全管理事業	学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ります。	学校教育課		○			
59	藤岡市立小中学校ストレスチェック事業	教員のメンタル面の不調の未然防止を図るためストレスチェックを行います。また、検査結果におけるストレスの要因を分析し、職場環境の改善につなげます。	学校教育課		○			
60	特別支援教育支援員の配置	様々な困難を抱えることが予想される児童生徒のため、個々に応じた支援を担当と協働して行い、困難の軽減を図ります。	学校教育課	○	○			
61	就学援助と特別支援学級就学奨励に関する事務	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒又は特別支援学級在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等について必要な援助を行います。	学校教育課			○		
62	青少年健全育成大会	青少年の健全育成に対する意識と正しい理解を深め、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課	○				○
63	青少年対策事業	青少年の問題に関して、関係機関と情報を共有し、実態の把握に努め、必要に応じて対応を行っていきます。	生涯学習課	○				
64	青少年センター運営事業	青少年をめぐる問題行動等について、関係団体等と連携し、街頭指導、健全育成のための広報活動などを行い、問題行動の情報収集、非行の早期発見、未然防止に努めます。	生涯学習課	○				○
65	初級指導者養成講習会	地域の子どもの健全育成のために、必要な知識・技能を習得する機会を設け、地域に育成者を養成します。	生涯学習課	○				
66	ボランティア・NPO活動支援事業	市民が自主的、自発的に行う社会、文化及び福祉に貢献する活動を支援します。	生涯学習課	○				
67	後期高齢者支援	後期高齢者入院患者において後期高齢者医療限度額適応者の支援を行います。	鬼石病院事務課			○		
68	患者支援	患者の相談に応じて、必要な支援が受けられるよう関係部署へつなぎます。	鬼石病院 地域医療連携室	○				

第5章 自殺防止対策の推進体制等

自殺防止対策の推進については、市の役割として市が行う事務、事業に自殺防止対策の視点をあて、生きる支援に関連する事業を把握し、誰もが生きることに必要な支援が受けられるよう取り組んでいきます。また、地域全体で取り組む必要があるため関係機関と連携していきます。

1 藤岡市いのち支える自殺対策本部

藤岡市いのち支える自殺対策本部は、本市における自殺防止対策を推進するための最上位の意思決定機関で、市長が本部長を務め、庁内の関係部局が広く参画する機関です。

また、本部には作業部会を設置し、自殺防止対策における庁内関係部署との連絡調整や計画策定に必要な調査等を行います。

【構成員】

本部長	市長
副本部長	副市長
//	教育長
本部長	企画部長
//	総務部長
//	市民部長
//	福祉部長
//	健やか未来部長
//	森林環境部長
//	経済部長
//	都市建設部長
//	鬼石総合支所長
//	上下水道部長
//	議会事務局長
//	教育部長
//	鬼石病院事務長

2 藤岡市いのち支えるネットワーク会議

市、警察、消防、医療機関、商工団体、学校、地域団体等の各種関係機関と、自殺の現状を把握するとともに相互に連携・協働し、地域全体で自殺防止対策の推進を図っていきます。

3 自殺防止対策担当課

本部、作業部会、会議の庶務は、福祉部福祉課障害福祉係が担当します。

参考資料

1 藤岡市いのち支える自殺対策本部設置要綱

平成 30 年 8 月 27 日

訓令第 16 号

（設置）

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき実施する自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、藤岡市いのち支える自殺対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）自殺対策に係る情報収集及び共有に関すること。
- （2）自殺対策に係る市の総合的な施策の推進に関すること。
- （3）自殺対策に係る庁内関係部署の連絡調整に関すること。
- （4）その他自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、藤岡市職務執行規則（昭和 54 年規則第 15 号）第 31 条第 2 項に規定する庁議の構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）とする。

（会議）

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（作業部会）

第 5 条 本部長は、本部の所掌事務についての庁内関係部署との連絡調整又は計画策定に必要な調査等を行うため、作業部会を設置することができる。

2 作業部会員は、市職員のうちから本部長が任命する。

（事務局）

第 6 条 本部の庶務は、福祉部福祉課障害福祉係において処理する。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令第 7 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 自殺対策基本法

平成18年6月21日

法律第85号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生への危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協

力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしきもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確

保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

3 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」
＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事象について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遭った人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

第2期藤岡市いのち支える行動計画

令和6年3月

発行 藤岡市福祉部福祉課

〒375-8601

群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電 話 0274-40-2384

F a x 0274-22-5592

E-メール hukushi2@city.fujioka.gunma.jp